

曰く現世未亡存ノ立場ヨリコレヲ云ハハ古工場主ノ處置  
 ハ上出来ノ方ナシモコレヨリテ感泣スルカ如キハ昔労働  
 者ノ何物タルカヲ解セザルニテ吾人労働者ハ  
 如斯キ解雇ノ場合ニハ工場主ト職工ノ全財産ヲ合同  
 シテコレヲ全均分ナスルモノナルニキコトヲ力説シテ  
 ソレズ此等慷慨労働者ノ為メト大に怒リ吐ク  
 高某ノ執業中及賃金未取モ工場法ニ依リテ  
 者ヲ賃金未取トシテ脚金シテ工場支配人ノ不法ト又法全  
 ヲモテイテ法ヲ廢入リテハ工場法ニ依リテ自巳ノ権利ヲ主  
 張スルコトヲ知ラザル労働者ノ不覺サカ越テ痛  
 セシム。

三ノ下  
 三ノ下  
 三ノ下